

きれいな八戸の海・川を創る  
浄化槽改造費用補助金交付制度

**【申請の手引き】**

八戸市 下水道業務課

# 1. 概要

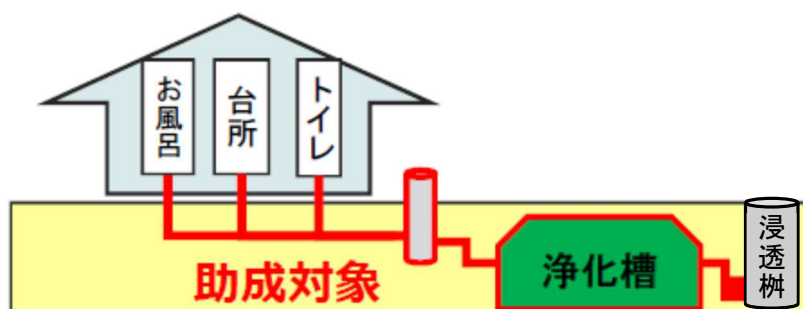
## (1) 設置区分と補助限度額

合併処理浄化槽設置補助限度額 [円/基]

区分	合併浄化槽設置		単独浄化槽 撤去	宅内配管 工事	補助限度額
	人槽	補助基準額			
単独 →合併	5人槽	414,000	150,000	330,000	894,000
	7人槽	502,000			982,000
	10人槽	717,000			1,197,000
汲取 →合併	5人槽	414,000			414,000
	7人槽	474,000			474,000
	10人槽	660,000			660,000

※予算執行状況により受付を終了する場合がありますので、申し込みの際にご確認ください。

※単独処理浄化槽からの転換の場合、浄化槽設置費用（本体＋工事費）に加えて単独処理浄化槽撤去費・宅内配管工事費を補助します。



## (2) 補助対象

公共下水道事業計画区域（農業集落排水処理区域）外の地域にある住宅（店舗等の床面積が総床面積の2分の1以上である併用住宅を除く。以下同じ。）で、単独処理浄化槽またはくみ取り便所を合併浄化槽に切り替えるもの

ただし、次に該当する場合は対象外となります。

- ・新築、建て替えに伴う設置
- ・申請前に浄化槽を設置した場合
- ・市税等を滞納している者
- ・建売、貸家など営利目的の住宅

## (3) 申請書受付場所

下水道業務課（担当：水洗化普及グループ）

#### (4) 申請書類

次ページに掲載の「2. ① 申請書類提出 <提出書類チェックリスト>」を参照してください。

#### (5) 留意事項等

- ① 人槽は、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)」の2に定めるただし書に基づき、住宅の延べ面積のみではなく、使用予定人数を考慮した上で決定してください。
- ② 既存の建物、臭突、便槽、単独処理浄化槽等を確認しますので、市担当者の確認が済むまでは、取り壊さないでください。
- ③ 口座振替申出票も申請時に提出してください。
- ④ 住宅の所有が申請者と異なる場合や共有となっている場合、別途書類が必要となりますので、ご相談ください。
- ⑤ 工事見積書は次の費目ごとに金額を記載したものを提出してください。

費目	各工事費用に含むもの
浄化槽本体費用	浄化槽本体・運搬費、ブロワ本体等
浄化槽設置工事費	掘削、山留、基礎、浄化槽据付、埋戻、上部スラブ、ブロワ設置、残土処分等
宅内配管工事費	衛生器具から浄化槽までの流入管・浄化槽から浸透枳（または市道側溝）までの放流管・塩ビマス等の材料及び設置費、掘削、埋戻、残土処分等
浸透枳(槽)設置工事費	掘削、山留、遮水シート、砕石、浸透枳(槽)本体・運搬・据付、埋戻、残土処分等
単独処理浄化槽撤去費 または 汲取り便槽撤去費	汲取り、洗浄、掘り出し、分解、運搬、最終処分費等
諸経費	共通仮設費、現場管理費、一般管理費、機械・仮設材運搬費等
消費税	

- ⑥ 屋外流しがある場合は、事前にご相談ください。
- ⑦ 施工に疑義が生じた場合は、必ず施工前に協議をしてください。
- ⑧ 検査時は浄化槽設備士の立ち会いをお願いします。

※補助金の振込みは完成検査後となりますので、工事完成後は速やかに実績報告書を提出してください。

## 2. 手続き等の流れ

### ①申請書類提出（提出先：下水道業務課）

#### <提出書類チェックリスト>

	名 称
<input type="checkbox"/>	きれいな八戸の海・川を創る浄化槽改造費用補助金交付申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	審査期間を経過した浄化槽設置届（写し）
<input type="checkbox"/>	廃止届出書（写し） ※単独処理浄化槽からの切り替えの場合
<input type="checkbox"/>	法定検査（7条）申込書（写し） ※手数料払込証明書写し添付
<input type="checkbox"/>	浄化槽設備士免許状（写し）
<input type="checkbox"/>	対象建物の位置図
<input type="checkbox"/>	浄化槽の構造図 ※「認定書」、「型式適合認定書」の写し添付
<input type="checkbox"/>	配置配管図 ※まず深さ、管の延長、勾配を記入すること
<input type="checkbox"/>	管路等の接続に係る許可書等（写し） ※処理水を八戸市が管理する道路側溝に放流する場合 協議先：道路維持課
<input type="checkbox"/>	「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合することを証する登録証（写し）
<input type="checkbox"/>	管理票（C票）
<input type="checkbox"/>	小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
<input type="checkbox"/>	※既成基礎底版を使用する場合、それぞれ以下の書類の添付が必要です。 ・プレキャストコンクリート製底版 構造図、日本工業規格適合性認証書、コンクリート配合表、強度試験結果等 ・GRC（耐アルカリガラス繊維補強セメント）製底版 構造図、製品仕様書、構造計算書、強度試験結果等 （注意）製品の施工要領書等を確認し、使用条件等注意すること。
<input type="checkbox"/>	補助金交付に係る浄化槽設置工事契約書（写し）
<input type="checkbox"/>	補助金交付に係る工事見積書（写し） ※前ページに掲載の1.(5)⑤の表を参照してください。
<input type="checkbox"/>	市税等の納付状況を確認する「同意書」
<input type="checkbox"/>	きれいな八戸の海・川を創る水環境サポート誓約書（第6号様式）
<input type="checkbox"/>	口座振替受領申出票

## ②現地確認

市担当者が施工場所を確認します。(既設の単独処理浄化槽、便槽、臭突等)

## ③補助金交付決定

事務手続き後、申請者あてに「補助金交付決定通知」を送付します。

## ④工事施工

### 施工上の注意

#### ●基礎工事（現場打ち）

##### ①砕石地業

厚さ 100mm 以上

##### ②捨てコンクリート打設

厚さ 50mm 以上

##### ③底版コンクリート打設

・鉄筋は D10-@200 とし、  
ブロック等で適切なかぶりをとること。

(ワイヤーメッシュ不可)

・支柱を立てる場合は定着筋を配筋すること。

・厚さ 150mm 以上

#### ●基礎工事（既製基礎底版設置）

##### ①砕石地業

厚さ 100mm 以上（砕石粒径  $\phi$  40~0mm）

##### ②底板据付

傾きの無いように据え付けること。

(※地下水位が高い場合や浄化槽上部に 2,000kg を超える荷重がかかる場合など、製品により使用条件等があるため、使用にあたっては設置場所の十分な調査検討を行うこと。)

#### ●浄化槽据付工事

・水張りは埋め戻し前に行うこと。

・浄化槽内に土砂、コンクリート等が入らないよう養生すること。

・かさ上げの高さは 30cm 以内とすること。ピット構造となる場合は事前に協議すること。

#### ●上部スラブ工事

・鉄筋は D10-@200 とし、フタ周りには補強筋（ダイヤ筋）を入れること。

(ワイヤーメッシュ不可)

・支柱を立てる場合は定着筋を配筋すること。

・厚さ 150mm 程度

#### ●配管工事

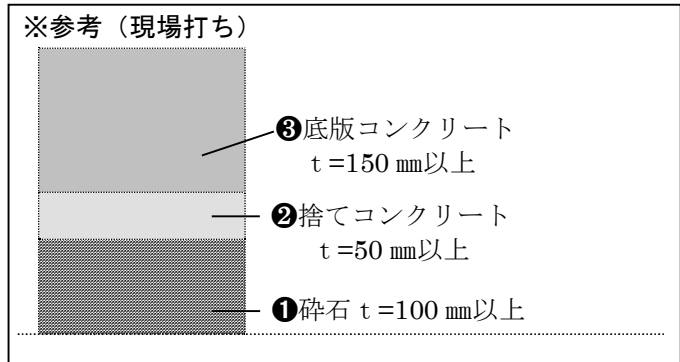
・勾配、管径等は原則として公共下水道の基準に準じて施工すること。

・起点（最浅点）の土かぶりは原則として 30cm 以上とすること。

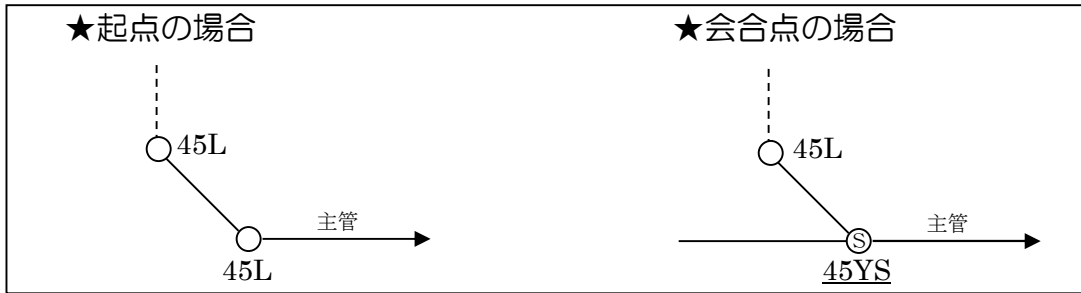
(※施工上支障がある場合は、必ずご相談ください。)

#### ●その他の工事（例：支柱工事・擁壁工事・浮上防止工事等）

・例示のような工事を行う場合、事前に協議すること。



- ・トイレ排水からのますは下図のとおりとすること。



●その他

- ・ブロワを設置する土台は、コンクリート製とし、地盤より 10 c m以上高くすること。また建物の土台と縁切りされていること。

⑤実績報告提出（提出先：下水道業務課）

<提出書類チェックリスト>

	名 称
<input type="checkbox"/>	実績報告書（第 4 号様式）
<input type="checkbox"/>	浄化槽維持管理契約書（写し）
<input type="checkbox"/>	補助金交付に係る設置工事費の請求書又は領収書（写し）
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物管理票（写し） ※単独処理浄化槽の撤去を伴う場合
<input type="checkbox"/>	完成図面
<input type="checkbox"/>	工事完了チェックリスト
<input type="checkbox"/>	<p>工事写真</p> <p>●仕様</p> <p>カラー写真とし、工事写真帳ソフト又はワープロソフトや表計算ソフトに写真データを貼り付け、A 4 版で両面印刷したものを提出。また<u>写真</u>についての説明書きを入れること。</p> <p>●内容</p> <p>①着工前</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽設備士が写ったもので浄化槽設置予定場所</li> <li>・既設の状況（くみ取り便所又は単独処理浄化槽）</li> <li>※単独処理浄化槽の場合、清掃、撤去状況も</li> </ul> <p>②完成後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽、浸透ます、外部排水ます等を含む状況</li> </ul> <p>③掘削状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削深さ、縦横寸法検測</li> </ul> <p>④砕石地業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転圧状況</li> <li>・縦横寸法、厚さ検測</li> </ul>

	<p>⑤捨てコンクリート打設（現場打ち）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・打設状況</li> <li>・縦横寸法、厚さ検測</li> </ul> <p>⑥-1 底版コンクリート打設（現場打ち）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠と配筋状況</li> <li>・鉄筋のピッチ検測</li> <li>・縦横寸法、厚さ検測（※支柱配筋状況）</li> </ul> <p>⑥-2 底板据付（既製基礎底版設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既製基礎底版外観</li> <li>・縦横寸法、据付水平確認</li> </ul> <p>⑦浄化槽設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽本体外観（名称及び型式認定番号）</li> <li>・浄化槽据付水平確認、水張り状況</li> <li>・埋め戻し、水締め状況</li> </ul> <p>⑧上部スラブコンクリート打設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠と配筋状況</li> <li>・鉄筋のピッチ検測</li> <li>・縦横寸法、厚さ検測</li> </ul> <p>⑨浄化槽嵩上げ寸法検測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ検測</li> </ul> <p>⑩屋外排水管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・布設状況と完了状況</li> </ul> <p>⑪ブローラー設置状況</p> <p>⑫臭突管の取付状況（※無ければ不要）</p> <p>⑬浸透枿(槽)内部状況</p> <p>⑬ピット工事等上記以外の特別な工事（※無ければ不要）</p>
□	請求書

## ⑥完成検査

完成検査の日時については、実績報告提出時にご相談ください。

検査当日は、浄化槽設備士が立会うようお願いいたします。

※検査内容は、各起点より水を流す、管内をライトで照らすなどです。

## ⑦補助金確定

事務手続き終了後、申請者あてに「補助金交付確定通知書」が送付され、口座へ補助金が入金されます。（申請者の口座へ入金されるまで約 20 日程度かかります。）

## きれいな八戸の海・川を創る浄化槽改造費用補助金交付要領

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、「浄化槽設置整備事業実施要綱」(平成6年10月20日衛浄第65号)に基づき、既設の単独処理浄化槽又は既設の汲み取り便所を廃止し合併処理浄化槽に設置替えを行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、合併処理浄化槽への転換を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とするものである。補助金の交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則(昭和61年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽のうち、処理対象人員10人以下のものであって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD日間平均値20mg/L以下の機能を有し、かつ、法第4条第2項の構造基準に適合するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号)」(以下「指針」という。)に適合するものをいう。  
また、全国浄化槽推進市町村協議会に登録されたものとする。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)による改正前の法第2条第1号に規定する浄化槽のうちし尿のみを処理するものをいう。
- (3) 宅内配管工事 浄化槽への流入管、柵の設置、住居の敷地内に設置する浸透柵又は住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置工事をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域及び農業集落排水施設処理区域以外の地域において、住宅(店舗等の床面積が総床面積の2分の1以上である併用住宅を除く。以下同じ。)に設置してある単独処理浄化槽又は汲み取り便所を廃止し合併処理浄化槽に設置替えを行う者で、法第8条及び第9条に基づく設置後の保守点検及び清掃の実施、並びに法第7条及び第11条に基づく定期検査の受検を適正に行う者に対し交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 住宅の建て替え又は新築に伴い、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 販売、転売又は賃貸等、営利目的で建築した住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 法第5条の規定に基づく設置等の届出の審査を受けないで、合併処理浄化槽の設置に着手した者
- (4) 市県民税、固定資産税、軽自動車税、及び国民健康保険税を滞納している者
- (5) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度(以下「機能保証制度」という。)に基づき保証登録された合併処理浄化槽以外の浄化槽を設置する者
- (6) この補助金の交付決定の通知を受けずに、当該補助金に係る合併処理浄化槽の工事に着手した者

(対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 合併処理浄化槽の設置に係る経費
- (2) 単独処理浄化槽の撤去に係る経費(合併処理浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合及び単独処理浄化槽の撤去跡地に合併処理浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に合併処理浄化槽が設置される場合に限る。)
- (3) 宅内配管工事に係る経費(合併処理浄化槽設置に当たり単独処理浄化槽からの転換であって、宅内配管工事を施工する場合に限る。)

2 補助金の額は、次に掲げる金額(その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額とする。

- (1) 前項第1号に相当する額(その額が次の表の左欄に掲げる人槽区分及び中欄に掲げる設置区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる限度額を限度とする。)

人 槽 区 分	設 置 区 分	限 度 額
5 人 槽	くみ取り便所からの転換	414 千円
	単独処理浄化槽からの転換	414 千円
6 ～ 7 人 槽	くみ取り便所からの転換	474 千円
	単独処理浄化槽からの転換	502 千円
8 ～ 10 人 槽	くみ取り便所からの転換	660 千円
	単独処理浄化槽からの転換	717 千円

- (2) 前項第2号に相当する額(15万円を限度とする。)

- (3) 前項第3号に相当する額(33万円を限度とする。)

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 審査期間を経過した法第5条の設置届出書の写し(廃止届出書の写し添付)
- (2) 法第7条の検査に係る申込書の写し
- (3) 設置工事を監督する浄化槽設備士の免状の写し
- (4) 設置場所の位置図と設置浄化槽の構造図及び配置配管図
- (5) 指針に適合することを証する書類(登録証の写し及び管理票C票)
- (6) 機能保証制度に係る保証登録を証する書類
- (7) 補助金交付申請に係る浄化槽設置工事契約書及び見積書(工事明細書)の写し
- (8) 市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書
- (9) 浄化槽の保守点検・清掃の実施、及び定期検査の受検を誓約する書類(別記第6号様式)
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(補助事業等の変更の届出)

第7条 規則第7条に規定する補助事業等の変更等の承認を受けようとする者は、変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の実績報告書は、別記第4号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽維持管理契約書の写し
- (2) 補助金交付申請に係る設置工事費の請求書又は領収書の写し
- (3) 産業廃棄物管理票の写し（単独処理浄化槽の撤去を伴う場合に限る。）
- (4) 完成図
- (5) 工事が適正に施工されたことを証する写真
- (6) 浄化槽設備士が適正な施工を確認したことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の書類は、補助事業完了後一箇月以内又は3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定)

第9条 規則第13条の規定による通知は、補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。市長は、申請者が浄化槽の保守点検・清掃の実施、及び定期検査の受検を適正に行うよう奨励するため、この通知とあわせて、「きれいな八戸の海・川を創る水環境サポーター登録証」（別記第7号様式）を交付する。

(交付時期)

第10条 補助金は、規則第13条の規定によりその額の確定した後、補助金交付申請者からの請求に基づき、交付する。

(その他)

第11条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この要領は、平成 18 年 4 月 25 日から実施し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- 6 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- 7 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 8 この要領は、平成 24 年 7 月 9 日から実施し、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。
- 9 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 10 この要領は、平成 25 年 4 月 4 日から実施する。
- 11 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
- 12 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
- 13 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 14 この要領は、令和 5 年 5 月 8 日から実施し、令和 5 年 4 月 3 日から適用する。
- 15 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

## きれいな八戸の海・川を創る浄化槽改造費用補助金・交付申請書

(あて先) 八 戸 市 長

申請者 住 所 .....  
氏 名 .....  
電 話 .....

きれいな八戸の海・川を創る浄化槽改造費用補助金の交付を受けたいので、八戸市補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

浄化槽設置場所	八戸市
浄化槽の形式	名称 型式認定番号
浄化槽の人槽	人槽
設置区分	汲み取りからの転換 単独処理浄化槽からの転換
交付申請額	金 円
住宅の形態	(1) 専用住宅 (2) 併用住宅 (3) その他
住宅の所有者	(1) 本人 (2) 共有 (3) その他
事業着工予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
施 工 業 者	業者名 電話番号
添 付 書 類	(1) 審査期間を経過した法第5条の浄化槽設置届(廃止届出書添付)の写し (2) 法第7条の検査に係る申込書の写し (3) 設置工事を監督する浄化槽設備士免状の写し (4) 設置場所の位置図、設置浄化槽の構造図及び配置配管図 (5) 「合併処理浄化槽設置整備補助事業における国庫補助指針」に適合することを証する登録証の写し及び管理票(C票) (6) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証 (7) 補助金交付申請に係る浄化槽設置工事契約書の写し及び浄化槽工事見積書(工事明細書)の写し (8) 税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書 (9) 浄化槽の保守点検・清掃の実施、定期検査の受検の誓約書(第6号様式) (10) その他市長が必要と認める書類

(第3号様式)

年 月 日

(あて先) 八戸市長

補助対象者 住 所  
氏 名

### 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け八下第 号で補助金交付決定を受けた「きれいな八戸の海・川を創る浄化槽改造費用補助金」について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

#### 記

#### 1 変更の内容

- (1) 補助金申請内容の変更
- (2) 補助事業の廃止

#### 2 理 由

(第4号様式)

年 月 日

(あて先) 八戸市長

補助対象者 住 所  
氏 名

### 実 績 報 告 書

年 月 日付け八下第 号補助金交付決定通知に係る合併処理浄化槽の  
設置が完了したので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了月日 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 浄化槽維持管理契約書の写し
  - (2) 補助金交付申請に係る設置工事費の請求書又は領収書の写し
  - (3) 産業廃棄物管理票の写し (単独処理浄化槽の撤去を伴う場合に限る。)
  - (4) 完成図
  - (5) 工事が適正に施工されたことを証する写真
  - (6) 浄化槽設備士が適正な施工を確認したことを証する書類
  - (7) その他市長が必要と認める書類

(第6号様式)

## きれいな八戸の海・川を創る水環境サポート誓約書

「きれいな八戸の海・川を創る浄化槽改造費用補助金」の交付を申請するにあたり、次のとおり遵守し、海や川などの水環境を汚さないよう誓約します。

1. 家庭から出る生活雑排水が海や川を汚す原因となっていることを認識し、単独処理浄化槽・汲み取り便所を合併処理浄化槽に設置替えし、水環境の保全に努めます。
2. 設置した後の浄化槽が汚水をきれいに処理し続けられるよう、浄化槽保守点検業者に保守点検業務を委託し、浄化槽の維持管理に努めます。
3. 設置した後の浄化槽が汚水をきれいに処理し続けられるよう、定期的に浄化槽の清掃を行い、浄化槽の維持管理に努めます。
4. 設置した後の浄化槽が汚水をきれいに処理し続けられるよう、県指定検査機関が行う法律で定められた年1回の水質検査を受け、水環境の保全に努めます。

(あて先) 八戸市長

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

## 同意書

令和 年 月 日

(宛先) 八戸市長

住所

氏名

私は、きれいな八戸の海・川を創る浄化槽改造費用補助金の申請にあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、以下の納税状況を確認することに同意します。

- ・ 市県民税
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 国民健康保険税

請 求 書

令和 年 月 日

(あて先) 八戸市長

住所

氏名

令和 年度合併処理浄化槽設置整備費補助金として以下のとおり請求します。

¥ \_\_\_\_\_ -

